

リーバイ・ストラウス&カンパニー

グローバル・ソーシング&オペレーティング・ガイドライン

2001年3月28日改訂

Terms of Engagement (ビジネス・パートナーに対する契約条件)

●倫理基準

当社が求めるビジネス・パートナーとは、個人においても、いかなる事業活動においても一定の倫理基準を追求し、我々と同様の倫理基準を有する企業であり、当社はそのような企業と事業を行うものとする。

●法的必要条件

当社はビジネス・パートナーが個人として法律を守ると共に、全ての事業活動に係わる法的必要条件も遵守することを求める。

●環境に対する基本方針

当社は、環境に対する方針を共に実行でき、我々が掲げる“環境に対する哲学と基本原則”に則してビジネスを行うパートナーとのみ事業を行う。

●社会貢献

当社は、地域社会に参画し、状況を改善するという我々の方針に賛同するビジネス・パートナーを求める。

●雇用基準

当社は以下に示すガイドラインを遵守するパートナーとのみビジネスを行うものとする。

児童労働

児童の就労は認めない。就労者は15歳未満、又は、義務教育終了に満たない年齢であってはならない。当社はビジネス・パートナーとして、いかなる作業施設においても児童を就労させている会社とは事業を行わない。当社は若年労働者に教育的な恩恵をもたらすべく、義務教育年齢児童の修学推進プログラムの開発を支援する。

受刑者労働・強制労働

当社製品の製造、並びに仕上げ加工作業にあたり、受刑者あるいは強制労働者を就労させている会社とは契約を結ばない。また受刑者、強制労働者を雇用している会社の原材料を使用したり、購入したりもしない。

処罰措置

従業員に対し、精神的あるいは肉体的な罰や圧力をかける会社とは事業を行わない。

労働時間

作業スケジュールの柔軟性は認めるが、労働時間に関する現地の法律を遵守し、妥当な残業手当を支払う会社とのみビジネスを行う。ビジネス・パートナーとしては、労働時間が週60時間を超えない会社が望ましく、恒常的に労働時間が週60時間を越える会社はパートナーとして選択しない。従業員は7日間に最低1日は休日を取得出来るものとする。

賃金、福利厚生

当社は適用法規に従い、給与、福利厚生を提供すると共に、現地の製造、仕上げ加工業界の慣習に適合する会社とのみ事業を行う。

結社の自由

当社は、従業員が自ら望む団体組織を結成し、参画する事、または団体交渉を行う権利を尊重する。当社はサプライヤーに対しても、不法介入することなく、従業員の思想の自由、組織の結成、団体交渉を行う権利を尊重する事を期待する。ビジネス・パートナーは、従業員がそのような意志決定を下したり、団体組織に参画した場合、彼等が差別や処罰措置を受ける事がないようにする事。また、ビジネス・パートナーは現地の法律、あるいは雇用主と従業員組織の合意により設定された条件に基づき、対象組織の代表者がそのメンバーに接触出来るようにする事。

差別

従業員の文化的な違いを認め、尊重しつつも、雇用の際には、個人的な特質や信条ではなく、職務遂行能力を基に採用すべきである。当社はこの価値観に賛同するビジネス・パートナーを求める。

健康と安全

当社は従業員に安全かつ健全な職場環境を提供するビジネス・パートナーとのみ事業を行う。ビジネス・パートナーが従業員に住宅施設を提供する場合は、安全かつ健全な施設を提供しなくてはならない。